

岸和田市告示第 255 号

下記の書類の送達を受けるべき者の住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり公示送達をする。

なお、当該書類は、本市市民健康部健康保険課において保管し、送達を受けるべき者から申出があればいつでも交付する。

令和 8 年 8 月 12 日

岸和田市長 佐 野 英 利

記

- 1 送達を受けるべき者の氏名及び住所
別紙のとおり
- 2 送達する書類の名称


別紙

氏名	住所
面村 眞誠	
V I E M T R O N G A N H	
池田 燿	
面村 龍樹	